

佐賀県規則第59号

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則等の一部を改正する規則

(佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部改正)

第1条 佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和32年佐賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式中 「

氏名		生年月日	年 月 日生
----	--	------	--------

」 を 「

氏名		個人番号	生年月日	年 月 日生
----	--	------	------	--------

」 に、

「

世帯の状況	氏名	措置入院者との続柄	生年月日
		本人	・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・

」 を 「

世帯の状況	氏名	個人番号	措置入院者との続柄	生年月日
			本人	・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・

」 に改める。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 身体障害者福祉法施行細則(平成5年佐賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第9号中 「

氏名	生年月日
----	------

」 を 「

氏名	個人番号
----	------

」 に、「氏名を記入すること。」を「氏名及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。」に改める。

様式第11号中 「

ふりがな	氏名
------	----

」 を 「

ふりがな	氏名	個人番号
------	----	------

」 に、「

ふりがな	氏名
------	----

の

ふりがな	氏名
------	----

 を

年	月	日生
---	---	----

」に改める。

「

ふりがな	氏名
------	----

」に、「氏名及び生年月日を 欄に記入すること。」を「氏名、生年月日及び個人番号を に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。」に改める。

様式第12号中「返還者 住所 氏名」を「返還者 住所 氏名 個人番号」に改める。

(児童福祉法等施行細則の一部改正)

第3条 児童福祉法等施行細則(平成10年佐賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第8号その1中

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			

を

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	個人番号		

に、

フリガナ	
支給申請に係る児童氏名	

を

フリガナ	
支給申請に係る児童氏名	個人番号

に改める。

様式第9号中

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		受給者番号	

を

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	個人番号	受給者番号	

に、

フリガナ	
変更申請に係る児童氏名	

を

フリガナ	
変更申請に係る児童氏名	個人番号

に改める。

様式第10号及び第11号中

フリガナ		生年月日	年 月 日
申請者			

を

フリガナ		生年月日	年 月 日
申請者	個人番号		

に、

フリガナ	
入所給付決定に係る児童氏名	

を

フリガナ	
入所給付決定に係る児童氏名	個人番号

に改める。

様式第13号中

フリガナ	
申請者氏名	

を

フリガナ	
申請者氏名	個人番号

に、

同一世帯に属する他の 支給決定障害者	氏名

を

同一世帯に属する他の 支給決定障害者	氏名
	個人番号
	個人番号
	個人番号

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則による入院費負担能力調書(次項において「旧様式」という。)は、同条の規定による改正後の佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則による入院費負担能力調書とみなす。

2 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行細則の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

(児童福祉法等施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この規則の施行の際現に提出されている第3条の規定による改正前の児童福祉法等施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の児童福祉法等施行細則の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。